

東京医療保健大学医療保健学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則に基づき、医療保健学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 医療保健学部の授業科目は、学則第10条第2項に定める、「いのち・人間の教育分野」、「医療のコラボレーション教育分野」及び「専門職の教育分野」で構成する。

2 卒業要件上、授業科目は次のとおり区分する。

- (1) 必修科目……必ず履修しなければならない科目。
- (2) 選択必修科目……指定された区分科目の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目。
- (3) 選択科目……自由に選択できる科目。

(授業期間及び授業時間)

第3条 授業期間は、前期・後期の Semester 制とする。

2 授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。

3 授業時間は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位上の計算は2時間の学修を行ったものとする。

4 授業時間は、原則として1日5時限とし、次のとおりとする。

1時限目	9:00～10:30
2時限目	10:40～12:10
3時限目	13:00～14:30
4時限目	14:40～16:10
5時限目	16:20～17:50

5 学外における実習については、各学科ごとに別に定める。

(単位の認定及び学修の評価)

第4条 単位認定に係る学修評価は、筆記試験、レポート、実技、平素の成績等によって行うものとする。

2 単位認定に係る試験の評価は、A(100点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)とし、C以上を合格とし単位を認定するものとする。

3 再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC(60点)とする。

(試験)

第5条 試験は期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行う。

4 次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない者。
 - (2) 授業の出席が、定められた授業時間数について、講義及び演習においては3分の2に満たない者、また実習においては5分の4に満たない者。
- 5 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(追試験、再試験及び再履修)

第6条 疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。

- 2 試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。
- 3 不合格となった科目を、再履修することができる。
- 4 その他、追試験、再試験及び再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

第7条 履修しようとする授業科目については、各セメスター始めの指定された期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 履修登録は、指定された期間内であれば、1回に限り変更ができるものとする。
- 3 1年間に履修登録できる単位数の上限については、別に定める。

(休講)

第8条 休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

- 2 休講があった場合は、原則として補講を行う。

(欠席)

第9条 疾病等により、欠席が3週間以上にわたる場合は、所定の欠席届に医師の診断書を添え、教務部に提出しなければならない。

- 2 次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は別に定める。
 - (1) 親族等の死亡による忌引き。
※1親等…7日、2親等…3日、3親等…1日
 - (2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。
 - (3) 学校保健法施行規則に定める伝染病に罹患した場合。
 - (4) その他、本学が必要と認めた場合。

(不正行為)

第10条 試験等において不正行為を行った者は、当該セメスターの全履修科目を不合格とする。

(教育職員免許状の資格取得)

第11条 学則第17条の2の規定に基づき、教育職員免許状の資格取得を希望する学生は、別表第1に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(進級の要件)

第12条 2年次及び3年次へ進級するために必要な要件を設けることができる。

2 進級するための要件に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. 医療保健学部の平成26年度入学生から第4条(単位の認定及び学修の評価)の規定に関わらず、単位認定に係る試験の評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)の評価で表し、C以上を合格とし、Dは不合格とする。また、再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC(60点)とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1

1 - 1 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		本学授業科目	養護教諭一種免許状取得		栄養教諭一種免許状取得		配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数		必修単位数	選択単位数	必修単位数	選択単位数		
教職の意義等に関する科目	2	教職への道	2		2		2	15
教育の基礎理論に関する科目	4	教育原理	1		1		2	15
		教育心理学	2		2		2	15
		教育制度論	1		1		2	15
教育課程に関する科目	4	教育課程論	1		1		2	15
		道徳教育の理論と方法	1		1		3	15
		特別活動の指導法	1		1		3	15
		教育方法論	1		1		2	15
生徒指導及び教育相談に関する科目	4	生徒指導論	2		2		3	15
		学校教育相談	2		2		3	15
総合演習	2	総合演習（教職）※1			2		3・4	15
栄養教育実習 ※2	2	栄養教育実習 事前・事後指導			1		4	15
		栄養教育実習			1		4	45
養護実習 ※3	5	養護実習 事前・事後指導	1				4	15
		養護実習	4				4	45
教職実践演習	2	教職実践演習（栄養教諭）※4			2		4	15
		教職実践演習（養護教諭）※5	2				4	15
必要修得単位数			21		18			

※1 総合演習（教職）は、栄養教諭一種免許状の資格取得を希望する平成21年度入学生限り適用。

※2 栄養教育実習は、栄養教諭一種免許状の資格取得を希望する学生に限る。

※3 養護実習は、養護教諭一種免許状の資格取得を希望する学生に限る。

※4 教職実践演習（栄養教諭）は、栄養教諭一種免許状の資格取得を希望する平成22年度入学生から適用。

※5 教職実践演習（養護教諭）は、養護教諭一種免許状の資格取得を希望する平成23年度入学生から適用。

1-4 栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		栄養教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
栄養に係る教育に関する科目	4	学校栄養教育論	2		3	1.5
		学校栄養教育実践演習	2		3	1.5
必要修得単位数	4		4			

1-5 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得 栄養教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		3	1.5
体育	2	スポーツ科学	1		1・2・3	1.5
		スポーツ実習	1		1・2・3	3.0
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	2		1	1.5
		英会話Ⅱ	2		1	1.5
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		1	1.5
必要修得単位数	8		10			